

# 音楽団体サンアンドラック運営規約

## 第1条（目的）

任意演奏団体である音楽団体サンアンドラックの活動目的は、音楽を通してより良い社会を作ることである。より良い社会を作るための行動として、サンアンドラックの公演はボーダレスコンサートのみとし、公演に際して多様な障害のある方が来やすい工夫、楽しめる工夫を行い、その方法を明らかにすることで障害のある方に寄り添う具体案を社会に向けて提示する。これらの準備・運営の業務を円滑に進め、団体の活動を行うことを目的とする。

## 第2条（名称）

この会の名称を以下の通りとする。

音楽団体 サンアンドラック

(以下、「団体」。団体構成員を「会員」とする。)

## 第3条（事務局所在地）

本団体は、代表の所在地を事務所とする。

## 第4条（会員）

ボーダレスコンサートを行うことと、それに伴い、継続的に障害のある方への理解に努めることができることが参加の条件とする。

## 第5条（役員）

この団体に以下の役員を置く。

代表	1名
副代表	1名
会計	1名
会計監査	1名

団体は会計事務の適切な執行のため、会計監査を置く。

会計監査は会計年度ごとに会計帳簿を点検し、その結果を会員に報告しなければならない。また、会計監査は必要に応じて随時、会計帳簿の点検を行うことができる。

会計と会計監査を兼務することはできない。

## 第6条（役員の任期）

役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、役員の再任を妨げないが、会員の2/3以上の承認をもって決定する。

## 第7条（代表）

代表は団体を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

## 第8条（運営）

おおむね年1回の主催公演を開催する。

運営については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。

業務に関しては、申請者から会員の2/3以上の承認をもってプロジェクトの実行を決定する。

申請は会員の誰もが行うことができ、当団体の理念に則したプロジェクトである透明性を確保する。

また、プロジェクトの対価・報酬についてはプロジェクト実行前に会員に伝達し、法令を遵守した内容であることに同意を得た上で行う。

## 第9条（個人情報保護）

個人情報の取得、使用方法については会員の2/3以上の合意を得た上で行い、法令及び社会常識において問題のない使用方法であることを確認する。

管理については代表が一元管理し、持ち出さないことで漏洩を防ぐ。

## 第10条（総会）

本団体は年一回総会を開催する。

総会は代表が召集し、会員の2/3以上の出席、あるいは委任をもって構成する。

代表は会員の1/3以上の請求があった時には、臨時に総会を召集しなければならない。

総会は役員を選出と承認、事業計画及び予算、事業報告及び決算を審議し、承認する。

## 第11条（会費）

入会金や年会費は設定しないが、会員からの協力金を受け付け、団体の運用会費とする。

助成金は必要に応じて申請を行い活用していく。

なお、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第12条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附則

この規約は令和4年12月1日から適用する。